クイーンズランド大洪水と東日本大震災の復興体制の比較

東北工業大学　学生員　○佐藤　彰
東北工業大学　正　員　　稲村　肇

1．はじめに

オーストラリア北東部のクイーンズランド州は、2010 年 11 月から 2011 年 2 月の間に長雨とサイクロンにより甚大な被害を被った。これは、オーストラリア史上最悪の災害ともいえる。しかし、同州ではいち早く復興庁が設立され積極的な復興・復旧の取り組みが進められ、1 年以内にその復興過程は軌道に乗って進んでいる。一方、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災で壊滅的な打撃を受けたわが国では、復興計画も確立されずに復興庁も組織中の段階である。本研究ではこうした違いが何から生じたのかを検証するため、クイーンズランド州政府のウェブサイトを活用して復興過程の比較研究を行う。

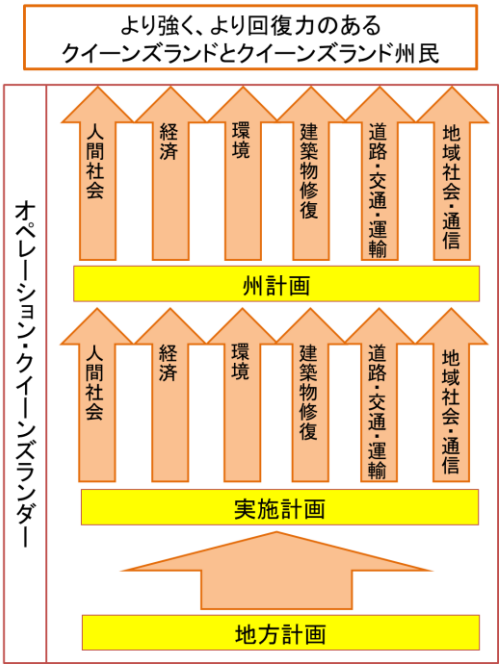

図1：オペレーション・クイーンズランダーの構造

2. クイーンズランド州政府の対応と日本の対応

2.1 オペレーション・クイーンズランダー

クイーンズランド州全体の復旧・復興活動を進行させていくために個人や地域住民、地方自治体、産業、NPO、企業、州政府、連邦政府と連携して計画を作成した。州計画(The State Plan)、実施計画(The Implementation Plan)、地方計画 (The Local Plan)、分野横断的計画(Cross-cutting planning)の 4 つの計画プロセス(図 1)が設けられており、これらが効率よく復興活動が進められている。

2.2 クイーンズランド復興庁

政策の立案は行わないが、クイーンズランドの復興の取り組みを先導するための機関として 2011 年 2 月に設置された。復旧・復興に必要なコミュニティサービスとインフラについて優先順位を決め、政府や各省庁と復興や被災の情報を共有化し、州計画の実施を監督する。復興庁長官は陸軍士官のミック・スレーター少将。復興庁の取組みは人間社会分野(コミュニティー省担当)、経済分野(雇用・経済発展省担当)、環境分野(環境・資源管理省担当)、建築物修復分野（公共事業省担当)、道路・交通・運輸分野(道路交通省担当)、地域社会・通信関係(内閣府担当)の 6 つラインが州政府の各省庁と直結した形で組織され、復興に取組んでいる。

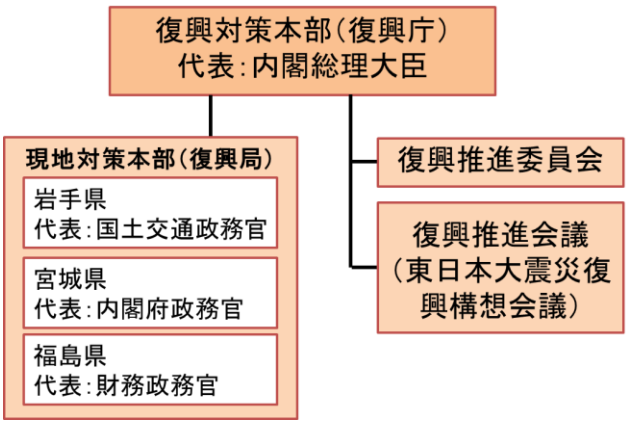

図2：復興対策本部の組織イメージ

2.3 復興対策本部（復興庁）

内閣総理大臣を東日本震災復興対策本部長として、復興庁(図 2)には復興大臣をおく。東日本震災復興対策本部（本部員）は全ての国務大臣を含む 25 名以内で構成組織される。岩手、宮城、福島の 3 県には復興局が設置され現地対策本部長には復興庁の構成員があたり、被災市町村には支所が置かれる。被災した地方自治体が作成する復興計画への助言、復興特別区域（復興特区）の認定、新設する復興交付金の配分などに対応する。復興庁は、復興方針の立案や国土交通、農林水産、厚生労働などの各省に復興施策の総合調整を行っていく。

キーワード：クイーンズランド復興庁、復興庁、東日本大震災、復興計画
〒982-8577　仙台市太白区八木山香澄町 35-1　東北工業大学工学部建設システム工学科　TEL：022-305-3539

３．日本とクイーンズランド州の相違点

3.1 政府の復興体制

我が国が総理大臣を本部長として国が前面に立っているのに対し、クイーンズランド復興庁は、州政府に組織され長はクイーンズランド陸軍士官が担当している。この方が現場の声が届きやすいと思われる。

復興庁は人間社会(Human and Social)など 6 つのラインでプロジェクトをまとめ推進しているが、その 6 つが州政府の組織（各省）と直結しているため、予算調整がしやすい。日本は被災 3 県に復興局があり、そこが市町村の計画を取りまとめるため、事業種別間の調整は復興庁の本部でやることになり地域間の争いが起きやすい。クイーンズランド復興庁は復興完了の 2013 年までに通常の州政府の機能へ移行するが、日本の復興庁は復興終了後のことは決まっていない。クイーンズランドは被災した州自体の復興庁が主体で復興を先導することにより州という一つの主体の明確な意思表示ができる。わが国では震災後、宮城、岩手、福島の被災 3 県で復興構想がまとめられている。しかし、日本政府の財源確保が構想の規模と合わず、計画倒れになる危険性がある。

3.2 地方自治体への復興対応

クイーンズランドでも各市町村が復興計画を立てるが、復興の事業ごとに定められたテンプレートが用意されているため、統一され比較が容易である。テンプレートでは事業の効果とともに優先順位を記して提出することになっている。この計画策定の指導は地方自治体・計画省が担っている。一方わが国では計画策定の指導はなく、策定の方法すら決まっていないため、市町村が勝手に復興計画を立案することになっており、結果として事業間の整合性が取れず、効果はおろか事業費すら明確でない計画が策定されている。

クイーンズランドでは 1990 年代の大規模災害を契機として、災害対策の法律が整備された。しかしわが国では東日本大震災のあとから次々と法律ができている。このため、地方自治体は復興の遅れた理由として法制定に時間がかかりすぎることをあげている。復興庁設置法と復興特別区域（特区）法案の成立、第 3 次補正予算の成立によりようやく国の復興対応の基礎ができた。

3.3 復興財源

復興予算に関してはオーストラリアのギラード首相は 2011 年 1 月に「大水害の復興費用の一部にあてるため、1 年間だけ年間所得が 5 万豪ドル以上の国民には、所得に応じて 0.5～1%の復興増税をする方針を明らかにした。日本政府も同じく復興財源のうち１０.５兆円は所得税額の２．１%上乗せを２５年間続けて７．５兆円を捻出するほか、住民税、法人税で調達する。増税はどの国でも暮らしに悪影響を与えるが、ギラード首相は現場に立ち、国民に負担を願う姿に大きな支持が集まっている。

４.おわりに

甚大な被害が発生した被災地において被災直後に復興計画の話し合う場がつくれないのが現実である。このため、復興計画立案のためには地域住民（市町村）が予算権限を持つ組織と相談しながら進めていくシステムが重要である。オーストラリアと日本では地方行政の単位が異なる。オーストラリアは 6 州で構成され、州は、自治権も予算も持っており、法律も独自に制定できるため、現場のわかっている政府が地域と連携して復興に当たれる。我が国は国の下が４７都道府県と細分化され、予算も組織も小さく、市町村を指導する力はない。両国の復興スピードの違いは災害の規模だけでなく、この組織体制の違いに大きな原因があると思われる。

参考文献

1)Queensland Reconstruction Authority：Operation Queenslander 2)片田恭平：オーストラリアでの洪水被害に対する復興の取り組みと交通 3)柴崎隆一：米国ハリケーン・カトリーナ災害における復旧・復興プロセスとわが国への示唆 4) 近藤民代：米国ハリケーン・カトリーナ災害後のニューオリンズ市における復興計画の現状と今後の課題 5) 内閣府：復興の提言～悲惨の中の希望～